

一般会計予算決算常任委員会
産業建設分科会記録

令和6年3月15日

【開催日】 令和6年3月15日（金）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午前11時56分

【出席委員】

分科会長	藤岡修美	副分科会長	恒松恵子
委員	中島好人	委員	中村博行
委員	福田勝政	委員	宮本政志
委員	矢田松夫		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹		
----	------	--	--

【執行部出席者】

経済部長	桶谷一博	農林水産課長	臼井謙治
農林水産課技監	熊川整	農林水産課農林係長	稲葉徹
農林水産課農林係主任主事	中川大地	農林水産課水産係長	山口大造
農林水産課耕地係長	本多享平	農林水産課耕地係主任	神田陽子
建設部長	大谷剛士	建設部次長兼都市計画課長	高橋雅彦
下水道課長	泉本憲之	下水道課課長補佐兼計画係長	藤本英樹
下水道課管理係長	岡村厚志	下水道課管理係主任	原田尚枝
建築住宅課長	島津克則	建築住宅課課長補佐	石橋啓介
建築住宅課主査兼住宅管理係長	縄田誠	建築住宅課主査兼建築係長	山本雅之
建築住宅課住宅管理係主任	壹岐隆三郎	建築住宅課建築係主任技師	秋本賢宏
農業委員会事務局長	幡生隆太郎	農業委員会事務局次長	銭谷憲典

【事務局出席者】

事務局長	河口修司	庶務調査係長	田中洋子
------	------	--------	------

【審査内容】

1 議案第11号 令和6年度山陽小野田市一般会計予算について

午前9時 開会

藤岡修美分科会長 一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会を再開いたします。議案第11号令和6年度山陽小野田市一般会計予算について、6款農林水産業費の1目農業委員会費、194ページから入ります。委員の質疑を求めます。よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）歳入行きます。32ページ、4目農林水産業手数料の1節農業手数料の現地調査手数料が農業委員会です。いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それから38ページ、3目農林水産業費県負担金、1節の農業委員会費、1,072万3,000円。いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）次は、40ページ、4目農林水産業費県補助金で、機構集積支援事業費155万9,000円と一番下の地域計画策定緊急対策事業費補助金50万4,000円。いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）42ページ、3項委託金の4目農林水産業費委託金、自作農創設事業事務費、これが農業委員会8,000円、いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）54ページの雑入、6節農林水産業費雑入で、農業者年金事務費30万円と農地保有合理化促進事務費2,000円が、農業委員会所管部分です。いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは審査事業に移ります。124ページ、審査番号29、地域計画策定推進緊急対策事業について、執行部の説明を求めます。

臼井農林水産課長 審査対象事業29、地域計画策定推進緊急対策事業について御説明いたします。予算審査資料124ページから133ページに事務事業調書、参考資料を掲載しておりますので御覧いただければと思います。叫ばれて久しい感もございますが、高齢化や人口減少が顕在化、本格化する中で、農業者が減少し、耕作放棄地が拡大する等、地域の農地が適切に利用されなくなることが強く懸念される状況にあつて、農地の集約化等に向けた取組を加速化することが喫緊の課題であるとして、国は農業経営基盤強化促進法を改正、従来の「人・農地プラン」を改め、「地域計画」に名称を変更した上で、法定化されました。加えて、地域計画の策定が各種補助制度の要件とされたことから、事実上、義務化を

されたところです。資料１２６ページを御覧ください。本市では、１７地区あった人・農地プランを、関係機関で検討した結果、９地区に集約し、令和５年度及び令和６年度で策定することといたしました。計画の策定に当たっては、まず、農業委員会においてアンケート等による意向把握がされて、それを「目標地図」の素案に反映、その素案を基に、地域の話合いの場で話し合い、農業を担う者への集積、集約を調整し、目標地図を定めることとなります。「目標地図」とは、１０年後に目指すべき農地の効率的・総合的な姿を明確化する地図を指し、地域の話合いの場で協議をする中心的な論点です。そして、目標地図を作成する中で協議した方針、理想を実現するための具体的な手段を決めて、地域計画の記載内容に反映させます。こうしたステップを踏まえて、地域における農業の将来の在り方や農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標、農業者及び区域内の関係者が当該目標を達成するためにとるべき必要な措置、地域内の農業を担う者の一覧等を主な記載内容として、令和６年度末までに縦覧を経た後、これを公告、９地区全てにおいて、地域計画を策定することとしております。なお、今年度は５地区７か所で、地域の話合いの場を設けました。来年度は、４地区１４か所で話合いの場を設けて、関係機関の助言を入れながら、地域の実情、希望を十分に反映させた計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。支出の内訳としましては、夜間に話合い実施することから職員手当を、話合いを関係者に御案内するための通信運搬費を、資料作成に要する消耗品費を、そして会場借上料を、合わせて４３万円を計上しております。また、当該経費には地域計画策定推進緊急対策事業補助金が全額充当されることから、同額を県支出金で併せて計上しております。当該事業における令和６年度に向けた評価は、成果、コストともに現状維持であります。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

藤岡修美分科会長　執行部の説明が終わりました。ここで委員の質疑を求めます。

中村博行委員 地域計画の各地区での聞き取りですよ。実は、厚陽地区のときに私が出席したですけども、そういったものを各地区でそれぞれ何回ぐらいされる予定ですか。例えば、厚陽地区は終わりよというのであれば、また全く違うので。

稲葉農林水産課農林係長 今年度については、先ほど課長からの説明もありましたとおり7地区ほどさせていただきました。回数につきましては、今年度については1回の開催といたしまして、話し合いの中で出していた意見等をまとめたものを、審査資料の128、129ページが国の様式になりまして、こちらの様式にまとめて案として作成させていただいた後、耕作者の方に郵送で送らせていただいて、また御意見を頂くという形になります。また、この地域計画については、今回で終わりということではなくて、できれば年に1回ほど地区のほうに入って話し合いをしながら、現状等に合わせて、また地域計画等の変更等、修正をかけていきたいと思っております。

中村博行委員 各地区それぞれ状況というものが全く違うと思うんですよ。先日参加したのを見ると、それぞれ地主であったり、あるいは耕作者だけであったり、そういったものも含めていろいろ色分けがされて、これからという感じで受けたんですけど、まだまだ出席者等の考え方というか、まだ相当時間がかかるような感じがしましたので、その辺は十分分かっておられると思うんですけども、この運び方、今少し説明がありましたけど、やはり現状というか、それぞれの耕作者、農業者にとってはまだまだ理解し難いところがすごくあると思うんですよ。それに対して、もっとこれは将来的にどういう農業を目指すかということで、その先は見据えておられると思うんですけども、それぞれの地区の考え方があって、なかなか非常に難しいのではないかなという感じがしています。相当な気持ちを持って取り組まれないといけないと思うんですけども、その辺の気構えといったところをお聞かせ願いたいと思います。

臼井農林水産課長　今、御指摘いただいたように、農業を取り巻く環境というのは非常に厳しいものがあると認識しております。一方において、山陽小野田市では温暖な気候に恵まれまして、農業条件が決して悪いところではないということもございます。それから、全国の中で農業従事者の高齢化がトップクラスに進んでいるという不利な条件もございますし、一般的な定年が65歳まで延びたであるとか、その担い手をいかに確保するかというところに注力しながら、この問題に取り組んでいくべきだろうと考えておりますが、決して十分な担い手の確保が進んでいるとは捉えていないんですけれど、取り組みたいという方もちらほらでございますがいらっしゃいます。今日も係員が別途、農業大学校のほうの担い手の関係の会議にも出席しておりまして継続的にそういった取組を進めながら、10年後においても山陽小野田市の農業というものが成り立つようにしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

宮本政志委員　この全体に目を通して、よく分からないところが何点かあって、1点ずつお聞きしたいんですけど、まず事業概要の「地域が目指すべき将来の集約化」とはどういうことだろう。地域が目指すべき将来の集約化は、どういう集約化のことですかね。

臼井農林水産課長　将来の集約化というのは、このたび策定する計画においては10年後における集約を指します。各担い手の耕作している圃場というのが、地域でばらばらになっておりますので、効率的な農業を目指す上で一定の集約を図ろうと。それを地域の話合いによって目標にしたいということでございます。

宮本政志委員　なるほどね。それでその集約化に重点を置いた農地利用のために地域計画ということだね。だから妥当性で、本市の農業振興に必要不可欠なものですよと書いてある。これをすることによって、きちっとした効果が見込めますか。農業政策というのは、いろいろしないといけな

いのは分かるんですよ。この地域計画が不可欠なんでしょう。そうすると、きちっとこの効果が見込めるということだね。

臼井農林水産課長 おっしゃいますとおり、その地域の話合いがされれば、それで十分ということではないかと思うんですけども、地域内における圃場の集約化が図られますと担い手というのは年々減っている状況にございますので、効率的な農業を目指す上で効果があろうと。十分な効果が発揮されるのではないかなと考えております。

矢田松夫委員 今のことを含めて、今回、計画されるんですけど、126ページの真ん中に目標地図の区域が出ております。これをずっと見ますと、営農集団というか、集団化されたところもあるけど、されていないところもあると。将来的に、例えばしていないところを、そういったそのエリアに分けて、一つの集団をつくっていくということイコール農業の効率化が図れるのではないか、あるいは最終的な担い手も出てくるのではないかということの目標が、この中に示されていると捉えていいですか。このエリアが、将来的にどのように共同体になっていくのかというところが一番の成果に上がるのではないかと思います。いかがですか。

臼井農林水産課長 一定程度、やはり地域性というのがございます。その中に担い手が存在しないというような、担い手の確保が難しいような地域もございます。そういったところは、地域の中で話し合って、地域外からの受入れをするのか。あるいは、守るべき農地と、一定程度山に返していく、環境の保全のみを行うような農地にするのかというのは、ある程度結論を出しながらやっていく必要があろうと思っています。この地域を一定程度組むのはやむを得ないかなと考えております。

矢田松夫委員 私の質問が悪かったのかよく分かりませんが、例えば、今さっき言った126ページを見ていくと、上のほうの真ん中で、例えば①、②は、営農集団がもうできていますよね。例えば③については、森広、

榎の木、高の巣はなかったですね。その話合いの中で、そういうエリアをつくって集団化をして、担い手を最終的につくっていくということではないかと思うんですよ。その次の厚狭中部地区では①、②にはないけれど、③は石塚、不動寺原はできていると。厚狭西部地区は、全くできてない、南部については①についてはできていると。ですから、そういうふうにして将来的なことを対応することも今回の目標にあるのではないかと私は思うんですが、いかがですか。

臼井農林水産課長 委員おっしゃるとおりでございます。集落営農法人があるところ、あるいは古くに集落営農組織が存在した地域とか、いろいろ事情は違いますが、地域の話合いの中で10年後の目標地図を見たときに、担い手が存在しているのか存在していないのか、あるいは自身での営農が可能であるのか可能でないのかというのが目視できる状態になりますので、それぞれの地域でお考えいただいて、どういった将来のあるべき姿を目指すのかといったことを基に御判断されるものかなと思います。

矢田松夫委員 いや、判断でなくて、職員が行くわけだから。この予算を見ると、職員プラス農業委員会は、全然タッチしていないんですか。

幡生農業委員会事務局長 地域の話合いの中で、進行役をするのは農業委員会、本来的には農業委員とか推進員に、我々でいうところのコーディネーターという役割を担ってもらって話を進めていっております。ですけど、なかなか今言われた地域ごとでやってもらうと難しいから、ほとんど私が進行しております。地域計画の内容について説明して、私のほうから将来あるべき姿も地域ごとに、私なりに農業委員会として考えて、こういうのはどうですかという提案をする中でいろいろな意見を出してもらっております。結構いろいろな意見が出てきます。本当に農業の総合的な意見をいろいろ聞いていく中で、それを地域計画の中に取り込んで、そこの地域をつくっていくという形を取っております。今言われるように組織があるところは、非常に、その組織が今から存続していけば集積

も集約も続けていけるんですけど、その担い手が全然いないところもあるわけなんですね。ですから、今回、国でも食料・農業・農村基本法の見直しもある中で、今から日本の農業をどうしていくかというところが非常に今から課題となっていくわけでございます。それと含めて地域計画についても話し合いをする中で、やはり守っていかなければならない農地と、将来の食料危機に備えて、守らなくてもいいというわけではないんですけど、保全管理をしておく。それで、いざというときに使えるようにしておくというのを今からすみ分けていく必要があるかなということ是非常に感じております。それで、今年度7か所でやりました。ほぼほぼ、もう目標値ができている箇所は2か所あります。それはいずれも圃場整備が終わっている箇所で、担い手も後継者もいるという話もありました。それは2か所で、あと30年とか20年前に圃場整備しているところとかなんかは、もう従来の圃場整備の機能がもう発揮できていない。というのが、なかなか汎用化も、汎用というのが畑にしたらいわゆる二毛作ですね。水稻したり麦を植えたりすることも機能してないところもあったりする中で、そこもいろいろ今から基盤整備というものを今からどう取り組んでいくか。改修とかでそういうことも考えていかなきゃならない。様々、いろいろ話が出ております。そういうのを総合していつて、今からどうしていくかということをそれぞれの集落ごとでまた考えていく、令和5年度、6年度は地域計画の策定ということで、それをまずやっておりますけど、令和7年度以降は、農業委員会としても、農業者の話し合いというのは毎年しなきゃなりませんから、そういうのを活用しながら、その集落を10年後どういうふうに持っていくかという話を続けていこうとは考えております。先ほどの繰り返しになりますけれども、もう本当に農業ができないところは、正直言って、見切りをつける必要も出てくると思います。そういうところはやはりきちんと保全をしていく。だから、地域計画と併せて、国は活性化計画で——これは任意事項ですね。それは活性化計画というのは、保全をしていく地域を定めなさいよというところもあるんですけど、そういうところもこれから着目しながら進めていかないと、いずれ今の世界情勢なんかを考えると、

日本の食料自給率は御覧のとおり 3 割なんですね。ですから、本当にいずれ食料危機は起こってきます。新興国とか発展途上国で人口が爆発的に増えておったり、気候変動もあって、非常に食料供給が厳しい状況にあります。そういうところも踏まえた中で、いろいろ今から考えていく。一つのそういうところを考えていく上で、地域計画を今からやっていくということも、農業委員会としては必要と考えております。

中村博行委員 農業に関しては、もう仲間内で話しても、もうあと 5 年、10 年と非常に危機感を持っておるわけですね。今回、特に集約化と言われていますが、団地化、集約化というのは、もう数十年前からずっと言われ続けてきたことですよね。それがいまだにできていない。そこに原因があると思うんですけども、個々に点在している田んぼなりを集約するということになると、いろいろな手続が絡んでくると思うんですよ。そういった中で、あるいはその地域の維持管理費をどちらが持つとかというような問題がありますけども、そういったところまで踏み込んで、これを進めていかれるかどうかお願いします。

臼井農林水産課長 委員がおっしゃいました様々な経費の負担を耕作者が行うのか、地権者が行うのかといった取決めをしていただいたほうが一層いいと思いますが、この地域計画における記載事項の中には、それがございませんので、必ず記載しなきゃいけないというものではないです。しかし、地域によっては、そこは重要な論点になっているところもございまして、収益性を一定程度やっぱり営農の中で確保していかないと、いずれにしてもお支払いができないということになろうと思いますので、それぞれの耕作する立場なのか、地権者の立場なのかもございしますが、十分に意見を出し合って、地域でそこを取決めをしていただくということが望ましいとは考えております。

中島好人委員 農業者という定義ですけども、やっていたけども、もう農業をできないからと言って、建設業の方がそこを引き続いてやっているけど

も、これはその合間にやるという感じであったんです。そういう方の取り入れも行っていこうとするものなのかということと、もう一つは、本格的な農業じゃなくても朝市ぐらいのものが出せるところの位置づけみたいなのところ、その辺の２点がどういう取扱いになるのかというのを教えていただければと思います。

臼井農林水産課長 他産業からの参入は、もちろん歓迎でございます。新規就農者の補助制度もございますので、御相談いただければ真摯に対応したいと思います。これは年齢が４９歳までという縛りもございますけど、そういった他産業から乗り換えてこられるといった方もございます。それは、ただ単にすぐ参入したいと言われても、農業に対する技術や知識がない中で参入できませんので、一定程度、例えば法人に就農される、就業される等の経験を踏まえて経営計画を立てられるほうが望ましいかなと思います。いわゆる大規模な営農されている方以外の多様な担い手というのも重要だと考えております。おっしゃいますとおり、大規模で営農されていけば、それにふさわしい機械、圃場を求められますから、少しその営農条件の悪い圃場については、取り組まれないということがでけますので、やはり多様な担い手というのは必要かなと。今委員おっしゃるとおり、実情としては、共販出荷組合を形成して、大規模な出荷量、ロットを保持しているような農家さんは非常に少ないです。朝市等に持ち込まれる農家さん、あるいは、農協が経営されています新鮮館へ持ち込まれるといった農家さんのほうが圧倒的に多いという状況にあると思います。

宮本政志委員 課長の答弁と幡生局長の答弁で少し気になったのが、集約をしていって、局長は、いつでもまた田畑に戻せるように維持していくことも考えないといけない。そういったことに関して、先ほど課長はそういった費用面を耕作者が見るか、地権者が見るかというところは、何か曖昧な答弁だったんだけど、そこは大丈夫ですか。もめませんか。

幡生農業委員会事務局長　私が保全するということは、いわゆる地域計画以外の、地域計画がもう定められない、目標地図が定められるところは保全しておこうということで、そこは農林水産課のほうになるんですけど、多面的機能支払い、日本型直接支払い制度というのが国にあって、今もう既に保全会というのをつくっているから、そういうところで、そういう国のお金を活用して保全していくというのが私の言った保全する地域の問題ですね。

宮本政志委員　そうすると課長がさっき言われた、その地域内の地権者と耕作者のというのは何か曖昧な答弁だったんだけど。

臼井農林水産課長　私が申し上げましたのは、例えば、土地改良区への負担金とか、水利組合を形成していて、そこにおける負担金が生じた場合に、耕作者が負担するのか、地権者が負担するのかというのがはっきりしてないところが結構ございまして、そこを申し上げました。

宮本政志委員　そうすると地権者は、そもそもこのままお金がかかるんだったら何もしないほうがいいわとなる可能性もあるよね。水利組合とかもう脱退します、いや、お金払いませんと。それよりも、やはり作ってくれる人がいるなら作ったほうがいいんだったら、やっぱりその耕作者にその負担をしてもらおう。でも、耕作者にあまり負担が大きくなると担い手も減ってくるなら、市として担当課として、そういう面も予算づけしていくということは、検討材料としてはないんですか。あまりにも地権者とか農家の人に負担を求め過ぎると、ますます担い手が減っていくと思うんだけどね。その辺り難しいんですか。

臼井農林水産課長　直接負担金に対する補助というのはいないんですが、今改良区等で行っている土地改良事業に対する補助というのはい、かなり手厚い補助を出しておりまして、一定の評価を与えられるものではないかなと思っています。やはり負担金というのはい、それぞれの中で生じることで

ございますので、そこは事業の内容を精査する等して、負担金の率あるいは額を低減させるであるとか、一定の改善策というのはあろうかなと思いますけど、その負担金そのものを市が補助するというのは、現在のところ考えておりません。

藤岡修美分科会長 根本的に聞くんですけど、市街地の近くのある程度固まった農地で、以前陳情があったのが、もう用途地域に張りつけて、どっかかというところ、もう売りたいんだという意向が強いところ、旭町と横土手、私もちょっと関わった経緯があるんですけど、そういうところにこういう地域計画を持ち込んでも高齢化して担い手もほとんどいなくて、売りたいというところに、こういう計画を持ち込んで、市はどのような方向でそこをまとめられるんですかね。

臼井農林水産課長 基本的には、地域の意見をこの計画に反映させるということでございますので、今の農業以外の利用形態を取りたいというのは、この計画とはちょっと違う話であろうと思います。いわゆる出口論の話でございまして、農業を廃業あるいは辞めて、違う土地活用をされたいということでございましょうから、この農業における地域計画の記載事項にはちょっと当てはまらないということかと思います。もちろん会長は十分御存じのことかと思うんですけど、人口減少にあって、都市計画の用途が新たに張りつけできないという実情もある中で、土地政策を考えた場合に都市計画の用途も張られない、農業振興地域の設定もないとなりますと、土地取引の制限もなければ建築の制限もない。白地地域をつくることが決していいことではないと思います。いわゆる無秩序な開発を誘発するのみになる可能性がございますので、一定程度やっぱり現行の法律に従った土地政策があって、それぞれ県との同意も得ながら進めていくことが適切かなと考えております。

藤岡修美分科会長 それは開発を含めた話ですけど、地域に下ろして、そういう話が出たときに、先ほど幡生局長が保全の形で持っていくという話も

されていたんですけど、それで地域が納得しますかね。

幡生農業委員会事務局長 先ほど申しましたように、食料農業農村基本法等の見直しは、通常国会に出ていますね。それに合わせて農業振興地域という考え方ですね。農業振興地域か、都市計画地域かというのが、区分になっていると思うんですけどね。その辺の農業振興地域の見直しというんですか、その規制を強化して、農業のところは農業、なかなかそういう他の土地利用を図れないようにしていくというところで、今まさにその話合いの中で、もう農業はできないと。もう他の土地利用しか方法がないよという意見も、たしかにたくさん出てくるんですね。その辺の意見も、もっともっと国のほうとか県のほうに上げていこうと思っているんですね。国は、そういうところをどうしていくのか。ただ、さっき言ったように食料を自給していかなきゃならないんですね。そういった農地がどんどん必要になってくるわけですね。だから、無秩序な開発を許すと、有事になったときに農業ができないということになると困るから、そういうところも含めて考えなきゃいけない。だから、農業政策じゃなしにそういう都市計画政策も含めて、やはり国のほうでもっと総合的に考えていただきたいと。そういうところもやはり地域の声、地元の声として上げていかなきゃならないというのは思っております。

矢田松夫委員 臼井課長が今回の計画と農振地域の関係はリンクしないと言われたけど、この128ページの「地域農業の現状及び課題」の中では、持続的に農地の利用を図りながらということと農業振興地域整備計画は、臼井課長が言ったこととは全く反対に農業的土地利用との調整を図りつつということであるならば、今回の計画も私はリンクするのではないかなと思うんですが、いかがですか。どうしても避けて通れないんです。

臼井農林水産課長 委員がおっしゃることはごもっともでございますが、私が申し上げたのは事務的な過程の中で、リンクしないという話でございます。計画を策定する事務と農業振興地域の計画を策定する事務の中で

はリンクしないという話でございます。

中村博行委員 いろいろな意見の中であつたんですけども、圃場整備ですよね。現在、後潟が終わって川東、そして、待っておられるところもあると思うんですよね。そういったものもこの計画の中に取り組んでいければ、その可能性が早まるといったようなことは考えられますか。

臼井農林水産課長 委員がおっしゃいますとおり、地域計画において将来の圃場整備を目指すということは、計画上位置づけられて全く構わないと思います。その一方で、その計画に位置づけたから、必ずしも事業の執行が早まるといったことはないのかなと思います。やはり、圃場整備は巨額な予算を使います。国費や県費が入る中で、予算の調整が大事になってまいりますし、熱烈に要望を出したから早まるものでもない。それぞれの県あるいは国の立場の中で予算を調整されていますので、現実的には、非常に難しいことかなと思います。

中島好人委員 国は、スマート農業を進めようとしているわけですけども、そのメリットとデメリットというか、それでどんどん進めていってもいいのかどうか。

臼井農林水産課長 スマート農業は山口県にとどまらず、全国的な課題であろうと考えております。担い手が減少する中で、いかに省力化していくか、効率化していくかという意味においては、スマート農業を推進していかなければならないと考えておりますけども、一つの問題として、農業従事者が高齢化しているといったことからスマート農業をするということと、高齢者で新たな技術、知識についていくというのが非常に難しい。なかなか単純にリンクしないという話がございまして、やはり担い手の中に、一定程度若い方が入っておられるほうがスムーズに行くだろうと思っています。

藤岡修美分科会長 ほかに質疑はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）
質疑を終わります。ここで換気のため１０分休憩して、５０分に再開いたします。

午前９時４１分 休憩

午前９時５０分 再開

藤岡修美分科会長 それでは分科会を再開いたします。審査番号３０、有害鳥獣捕獲事業につきまして、執行部の説明を求めます。

臼井農林水産課長 審査対象事業３０から３３は関連がありますので、できましたら、一括して説明させていただければと思います。

藤岡修美分科会長 はい、お願いします。

臼井農林水産課長 それでは資料１３４ページをお開きください。まず、有害鳥獣捕獲事業についてです。こちらは、市内に二つある猟友会支部とそれぞれ有害鳥獣駆除委託を、毎年、継続して行っているものです。鳥獣の捕獲には、猟期というものがあり、山口県では、１１月１日から３月３１日までが猟期として設定してあります。それ以外の期間、あるいは猟期であっても保護区、休猟区等の設定がある場合は、市長による捕獲許可を必要とし、その場合、活動に従事できますのは、協議会で定める捕獲隊員に限られるということもございますが、イノシシ、鹿、猿、ヌートリアやカラス等の鳥類の駆除活動を、一年を通して両猟友会にお願いしております。委託契約の金額については、猟友会からの見積りに基づき契約をしておりますが、令和３年度における捕獲実績、４年度においては前年の捕獲実績には至りませんでした。市街地の出没情報が多かったことから、捕獲隊の出動が増えたことに伴って、猟友会と協議を

した結果、本年度から委託料を増額して対応をお願いしております。本年度は市街地における有害鳥獣の出没は減少しましたが、山陽地区では目撃情報による捕獲隊の出役が増加傾向にありました。追加資料として前年度決算、通報件数等を提出いたしましたので、御確認いただければと思います。続きまして、有害鳥獣捕獲奨励事業について御説明いたします。資料138ページをお開きください。有害鳥獣の捕獲を奨励することで、農林水産物への被害を軽減させることを目的としており、事業実施主体は協議会であります。市内において対象鳥獣を適法に捕獲し、確認資料を提出した者に対し、補助金を交付する事業です。補助金単価につきましては、イノシシの捕獲では4,000円、鹿5,000円、猿13,000円、ヌートリア2,000円という金額の設定になっています。捕獲頭数については、市の被害防止計画に定める捕獲計画の設定に合わせて設定されております。また、平成30年度からの捕獲実績につきましては、資料142ページに掲載しておりますので、御覧いただければと思います。この事業に対する令和6年度に向けた評価は、成果、コストとも現状維持です。次に、有害鳥獣対策協議会支援事業について、御説明いたします。まず、有害鳥獣対策協議会とはどのような協議会かと申しますと、地方自治法及び山口県の事務処理の特例に関する条例に基づきまして、鳥獣保護法に規定する鳥獣の一部の捕獲許可及び鳥類の卵の採取等の許可について、県知事の権限に属する事務であるところ、当該事務を市が処理することとなったことから、当該事務を円滑かつ効率的に推進するために協議会を設置することとなったものです。現在、協議会が行っている事業といたしましては、国の鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業を活用した緊急捕獲奨励金の交付、箱わなの購入及び捕獲者への貸与、ICT技術を活用したわなの実証、防護柵の整備、また、県補助を活用した捕獲用機材の購入及び貸与、そして市補助金による捕獲奨励事業補助金の交付及び追い払い用機材の購入等を行っております。加えて、協議会において捕獲計画を策定し、有害鳥獣捕獲の実施体制の調整、あるいは近隣市との広域的な連携を所管事務としており、さらには被害防止計画の決定、捕獲隊員の選任、編成も行っているところ

ろです。こうした事務を実施するに当たり、国庫補助や県補助の対象と
ならない振込手数料や通信費などの経費が生ずることから、毎年、こ
うした経費について、市が協議会に対し補助金の交付を行っております。
なお、14万5,000円の経費の内訳としましては、協議会の団体運
営補助が2万7,000円、電気とどめ刺し機の購入に6万2,000
円、ICTわなの通信費に5万6,000円を予定しております。令和
6年度に向けた評価は、成果、コストともに現状維持であります。最後
に、有害鳥獣防止柵等設置事業について、御説明いたします。これは、
協議会を経由して農業者へ交付する単独市費による補助事業であります。
理由が判然としないところもございますが、前年度実績はそれ以前と比
較してかなり落ち込みましたが、しかし、国庫補助の対象とならない小
規模な圃場であっても、原則2戸以上で共同設置を行う農業者であれば、
これを対象とすることから、農業者にとって非常に使い勝手の良い制度
であろうと思っております。各年度の実績を資料150ページに掲載し
ておりますので御覧ください。認定農業者には15万円、集落営農組織
には20万円、その他は10万円を上限に、購入経費の2分の1を補助
いたします。令和6年度に向けた評価は、成果コストとも現状維持であ
ります。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

藤岡修美分科会長 執行部の説明が終わりましたので質疑に入りたいと思いま
すが、質疑については、個別に審査番号順に行ってまいります。まず3
0番、有害鳥獣捕獲事業について質疑を求めます。

福田勝政委員 小野田猟友会と山陽猟友会ありますが、これは何人ぐらい所属
しているんですか。

稲葉農林水産課農林係長 令和5年度時点にはなりますが、山陽地区が51名、
小野田地区が35名となっております。

福田勝政委員 イノシシ被害も増えていることは分かるんですが、10万円増

額で、猟友会は別に何も文句ないと納得しているわけですか。

臼井農林水産課長 猟友会さんに納得していただいております。

福田勝政委員 去年の猟友会の出動回数は、何回ぐらいか分かりますか。

稲葉農林水産課農林係長 申し訳ございません。昨年度の出動回数については把握しておりません。

宮本政志委員 審査に当たって、詳しいいろいろな資料を出してもらっている
ので、なかなか助かるんだけど、ありがとうございますね。それで、こ
の30番の事業でいくと、今回、小野田と山陽の猟友会10万円ずつ予
算を上げているのが、市街地の出没等も増えてきているから、猟友会の
予算を増やして委託料を増額という、10万円増やした理由というものも
あるんでしょうけど、実情というのは分かりますか。この資料には、通
報履歴とか、いろいろ書いてあるんだけど、例えば、担当課のほうで、
増額して、実際、猟友会の活動が活発なんだと思うんだけど、そういつ
たイノシシの通報というか、実際データがあれば、それに基づいてでい
いし、なければ肌感覚でいいんだけど、予算を増やした成果は出ている
んですかね。

稲葉農林水産課農林係長 令和5年度におきましては、正確な数字はまだ集計
ができていません。先ほど令和4年度については把握してないというこ
とでお答えさせていただいたんですけど、この委託ということで、実績
報告を毎年出していただいている中で、捕獲頭数を実績報告の資料につ
けていただいています今年度からは、出動回数の報告書という様式も付
けていただくのと、あとは駆除隊として委託料を支払いして、どういう
経費で使ったよという収支報告書というのもまた出していただくように
はしようとしております。また、追加で資料をお配りしておりますが、
感覚的には、通報件数は、昨年度に比べてちょっと減っているのかなと。

ただ、やはり猿等が現場に今いるということもあり、山陽地区についてはかなりの出動をお願いしている状況です。

宮本政志委員　そうすると今説明にあったように、きちっとそういったデータを集約する、報告も頂くようにされていると非常に重要なことで、実績が見えてきたら、これ6年度の予算審査ですけど、もう少しそれぞれの猟友会の予算も実績に伴って増えていけないかなというのもあるんだけど、その辺というのは検討材料としてはあるよね。報告が上がってきて実績が伴ってくればね。その辺り、課長どうですか。

臼井農林水産課長　我々としたしましては、委託料で十分に猟友会の活動を担保できているかということについては、一定程度疑問といいますか、むしろ感謝している。この金額で、一年を通じてしていただいておりますし、捕獲頭数に限らず、駆除の活動、わなをかければ見回りもしていただきますし、駆除活動、まき刈りをする際も事前の下見であるとか、鳥類を撃つにしても、安全確認のために前日入るとか、いろいろな活動をされていますので、これを人役で換算すれば、決して十分でないと考えております。猟友会も以前から比較しますと、かなり会員数も減少しておりますし、高齢化も進んでおる中で、この活動を何とか守っていきたいといいますか、この会の存続がこの有害鳥獣の駆除に必要なことと捉えておりますので、委託料の内容については、今後も鋭意検討していきたいと思っております。

恒松恵子副分科会長　書類の添付資料で見させていただいたんですけれども、今後、会計とか事業報告とか出動回数等の書類を増やされるということですが、様式について、小野田と山陽を統一されるような御予定はあるのでしょうか。

臼井農林水産課長　こちらは両猟友会支部において、決算資料を出されております。ただ、任意様式でございますから、違いが出てくるのは致し方な

いと思うんですが、山陽支部の出し方が非常に分かりやすいところがございますので、これを参考に小野田支部についても促していきたいと考えます。

藤岡修美分科会長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、審査事業３１の有害鳥獣捕獲奨励事業につきまして、質疑をお願いします。

福田勝政委員 令和３年度にイノシシが６１７頭、令和４年は３０８頭捕獲しておりますが、イノシシの処理は焼却するんですか。

藤岡修美分科会長 捕獲したイノシシの処理はどうするかという質問ですか。（発言する者あり）

臼井農林水産課長 食肉解体処理を行う処理場への持込みということもございますけれども、大半は猟友会における自家消費、自己消費でございます。

中村博行委員 以前、捕獲の補助交付について近隣市と若干違いがあったんですけども、今どんな状況ですか。

臼井農林水産課長 近隣市で申し上げますと、宇部市の場合、今年度の単価で申し上げますと猿が２万６，０００円、イノシシが５，０００円、鹿が６，０００円、ヌートリアが２，０００円でございます。美祢市が、やはり猿が２万６，０００円、イノシシが３，６００円、それから猟期と猟期外とあるんですけど、猟期外の場合は、美祢市は６，０００円でございます。鹿が猟期外であれば１万円で、猟期中は６，０００円。ヌートリアが２，５００円。下関市においても、猿が２万６，０００円で、イノシシが５，０００円、鹿が１万円で、ヌートリアが１，０００円といった状況にあります。いわゆる山口県の大半の市町村においては、あくまで駆除のみを対象としているというところが多くて、山陽小野田市

のように、猟期内の狩猟においても単市補助金を出すというところが少
うございまして、単価は低いんですけど、そういったところに対応し
ているという状況にございます。

中村博行委員 それに対して、何かいろいろ御意見があるとかいったことはな
いと考えていいですかね。

臼井農林水産課長 はい。特にございません。

福田勝政委員 以前、当市で熊が出たという話がありましたよね、あれはやっ
ぱり目立つんですか。

臼井農林水産課長 県警が作成しておりますクマップといったものがありまし
て、住民からの通報によって、通報履歴をネット上で公表しております。
本市の中においても、目撃情報があったとして、実は幾つかクマップ上
に目撃情報が出ているところがございます。市に情報がございまして、
猟友会と共同して現地の調査いたしました。ところが目撃情報があった
ところに熊の足跡等の痕跡が見つかりませんので、見誤ったのではなか
ろうかと。イノシシの足跡が多数あったということから、大きなイノシ
シを熊に見間違えたのではないかなと考えております。

藤岡修美分科会長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それ
では審査事業３２番、有害鳥獣対策協議会支援事業につきまして、委員
の質疑を求めます。

福田勝政委員 ＩＣＴわなですか、これは１か所とありますが、これで何頭捕
獲できたか分かりますか。

稲葉農林水産課農林係長 現在、ＩＣＴわなの親機については２基ございまし
て、一つが江汐公園に設置しております。もう一つが、石山公園に設置

しております。

藤岡修美分科会長 福田委員の質問は、ICTわなで捕獲頭数が分かればということですが。

稲葉農林水産課農林係長 申し訳ございません、ICTわなで何頭捕れたというのは、今ちょっと数字を把握しておりません。

宮本政志委員 そもそもこの対策協議会の設置目的というのかな、役割というんですかね。それをお聞きしたいんですけど。

臼井農林水産課長 冒頭申し上げましたとおり、本来この有害鳥獣の対策というのは、法律上は都道府県知事の権限でございます。それを山口県の事務処理の特例に関する条例によって、権限移譲を受けて市が対応しているといったことございまして、この権限移譲を受ける際に、県の要領に従って、この協議会を定めて、猟友会を中心としてやっていこうということでございます。繰り返しになるかもしれませんが、協議会で何をするかといったところをまた御説明させていただくとしまして、有害鳥獣捕獲の実施体制の実施方法及び捕獲計画の策定及び調整に関することを所管事務としておると。あるいは近隣市との境界付近における有害鳥獣捕獲の調整、有害鳥獣捕獲の実施者相互による有害鳥獣捕獲の区域、時期、期間、情報等の調整、これは事故がないようにといったことを調整すると。あるいは、近隣市との広域的な連携を持って捕獲、これを以前、山陽小野田市は実績がほとんどないんですけど、他市の場合、猿の群が県内に7グループか8グループありまして、市域をまたいで移動します。そういったところで、例えば、山口市と宇部市とか山口市と美祢市とかが連携して、こういった猿の駆除活動に取り組むといったことも行いますし、被害防止に関するということと国庫補助、あるいは単市の補助をもって柵を入れるというのも協議会を通じて支出を行っております。それから、捕獲隊を編成するというのもこの協議会の中で重要

なところございまして、捕獲隊を設置し、捕獲隊の編成あるいは、担当区域を協議会で定める、あるいは捕獲隊員を選任するといったこと、そして、最も重要なことは有害鳥獣捕獲計画をこの協議会において決定するといったことがございます。

宮本政志委員 そうすると、個々はいいいんだけど、この対策協議会の構成団体は何団体ありますか。個々の名称は別にいいですから、構成団体の数でいいです。

臼井農林水産課長 すみません、今、手元に資料がないんですけども、猟友会の両支部、警察、農協、鳥獣保護員、市、それから県といったものが入ってきます。

宮本政志委員 それをなぜ聞いたかという、先ほど課長が説明された設置目的とか、こういう役割がありますよということを円滑に実施していくためには、もう今の構成団体メンバーでも十分発揮できているかなというのを聞きしたかったのも、今どれぐらいの数が構成団体としてあるのかを聞いたんです。今のこの協議会で、きちっと回っているんでしょうか。

臼井農林水産課長 有害鳥獣の全体的な生息数の管理等には、こういった協議会での活動が十分に機能していると考えているんですけども、やはり市民の側から見た場合、家のすぐ近くに出たとか、御自身が見たことない動物を目撃されたとかであれば、なぜこんな状態になっているのかというような訴えとか苦情というのは出てこようかと思っているんですけども、鳥獣保護法に定める活動そのものは、こういった現行のメンバーで一定程度きちんと事務が執行されていると考えております。

宮本政志委員 そうすると確認しますが、いろいろ全国的にも県内にも本市もどうか分からないですけど、こういった協議会にこういったグループ、

あるいはこういう団体、あるいはこういう実績があるようなところを、
どんどん加えていって大きくしたほうがいいですよという論調もあるん
だけど、僕はちょっと逆の考え方をしているんでね。今のこの協議会の
メンバーで十分ですよと課長がおっしゃったので、今後しばらくの間は、
今のこの協議会のこの構成メンバーでやっていこうと、担当課は望まし
いと考えているんですかね。それを確認したかったんだけど。

臼井農林水産課長 委員おっしゃるとおりでございます。

中村博行委員 144ページの予算の支出の部分で、さっき明細をそれぞれ言
っていただいたんですけど、今年度かなり減額されている。その辺りの
ところをお聞きしたいんですけど。

稲葉農林水産課農林係長 今年度につきましては、実施体の追い払い用の備品
ということで、エアガン等を購入するということでちょっと金額が高か
ったのですが、来年度につきましては、とどめ刺し用の電気槍を2本と、
あとは昨年度と今年度で購入したICTわなの通信費がかかりますので、
そちらの金額ということで減額となっております。

藤岡修美分科会長 ほかに質疑ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それで
は審査事業33、有害鳥獣防護柵等設置事業につきまして、委員の質疑
を求めます。

中村博行委員 防護柵については、以前200万円ぐらい付いていたと思うん
ですけど、使い勝手が悪いのではないかとかいった形で、なかなか利用
者が増えないという、特に150ページを見ると、令和4年度が9件と
なかなか予算は満たされないのではないかと思います、その対策につ
いてのお考えをお聞きします。

稲葉農林水産課農林係長 委員の御質問のありました、予算に対して執行額が

なかなかというところである中で、昨年度、具体的な理由ははっきり分らないんですが、かなり少ない実績件数となっております。今年度につきましては、昨年を上回る件数ではありますが、まだ令和2年、令和3年度だったり、予算額に対しての件数としては、まだ少ないほうかなと思います。来年度につきましては、今、市のホームページ等で掲載をさせていただいておりますが、市の広報紙だったり、あとJAの広報紙に折り込みチラシという形で差し込めるということだったので、そういった形で農業者への周知等を図ってまいりたいと思います。

藤岡修美分科会長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは審査番号34、鉱害復旧事業につきまして執行部の説明を求めます。

臼井農林水産課長 それでは審査対象事業34、鉱害復旧事業について御説明いたします。事業概要を申し上げます。臨時石炭鉱害復旧法等が平成13年度末に廃止されたことに伴い、県内の無資力鉱区においては、平成14年度から公益社団法人山口県採石協会が国の基金を活用して本事業を実施してきましたが、業績の低迷によって公益社団法人の運営が厳しい状況となったことから、事業の廃止が検討されました。その一方で、法に基づく指定法人の指定を改めてし得ないことから、山口県採石協会でなければ基金の活用をできないため、県と採石協会が事業の継続を協議し、復旧工事の設計や発注等の業務を関係市、この関係市というのは、宇部市、山陽小野田市、美祢市でございますけれども、関係市に移管することで、令和6年度以降においても事業を継続しようということになったものです。資料153、154ページに手続きの流れを、155、156ページには近年の工事、採択の実績を掲載しております。令和6年度の予算額は、この実績の平均に物価上昇をある程度見込んで算出した概算です。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

藤岡修美分科会長 執行部の説明が終わりました。委員の質疑を求めます。

中村博行委員 無資力地区というのがあります。言葉で考えると、もう既に役目を終わった地区かなと思うんですけども、これの説明をお願いします。

本多農林水産課耕地係長 資料 1 5 3 ページを御覧ください。資料の左側の下のほうに無資力鉱区についての説明を記載しております。無資力鉱区につきましては、賠償義務者が不存在または資力を有しない鉱区で、経済産業省が認定した鉱区となりますので、ここの認定がなければ無資力鉱区という認定になりません。

福田勝政委員 特定公害復旧は、地表から 5 0 メートル以内となっていますよね。例えば、5 1 メートルだとどうなるんですか。

本多農林水産課耕地係長 確かに無資力鉱区については、地表面 5 0 メートルというところがあるんですが、こちらについては、実情、坑道というのが 5 0 メートル付近にあるかどうかというのはなかなか確認が取りづらいところがありますので、その辺の全体の浅所陥没が起きた現象を見て、無資力鉱区につきましては、経済産業省で採択を検討してもらっております。

福田勝政委員 今は特定鉱害復旧という名前になっていますが、前は採石協会ですよね。大体、年間何件くらいあるか分かりませんかね。

本多農林水産課耕地係長 資料の 1 5 6 ページを御覧ください。こちらに年度ごとで、まず鉱区が一応 3 鉱区ありますので 3 鉱区を分けて、山陽地区、小野田地区に取り分けをして、受付の件数を記入しております。令和 5 年度につきましては、受付件数としては 1 6 件、採択した件数につきましては 9 件となっております。その中、採石協会、いわゆる無資力のところにつきましては 4 件採択しております。

矢田松夫委員 かつて請願を出された有帆の I さん宅ですが、1 5 4 ページの

図でいくと、今どの辺りにあるんですかね。

本多農林水産課耕地係長 委員がおっしゃった件につきましては、特定鉱害ではないと結論が出ておりますので、今時点では、154ページで言ったら、申請が出ていない状態になっております。

福田勝政委員 矢田委員の今の質問で有帆の件ですけれど、大体もう結論が出て、今は家も起こしています。これはもう実費でやって、結局、結論が出たそうなんですよね。あの周り線路があったんですよ、隣に。2軒は、自治会館と倉田さんの家はもう採石協会がやってくれたんですよ。その並びなんですよね。僕も大分あちこち行ったんですけれど、結局結論が出て、家を起こしているそうなんですよね。でも、あれはどうかと思うんですよ。県土木と話をしたんですけれど、「もし、逆の立場だったらどうか」と言ったら、答えをよく出さないんですよ。道路ができて3年、4年で傾き出したと言うんですよ。それで県土木じゃないし、鉱害で傾いたと言い争ったんです。結局、結論的には、法律的に駄目になったらしいんですけど、今は家も起こしています。そこら辺が分かればちょっと教えてもらえますか。

藤岡修美分科会長 経緯が知りたいということですね。執行部で答えられますか。

本多農林水産課耕地係長 まず山口県の道路の関係については、こちらでは申し上げることができませんので、控えさせていただきますが、特定鉱害につきましては、この無資力エリアにつきましては、採択を基準するのは経済産業局となっております。市とか県が採択するわけではございませんので、そちらについては御本人様にお伝えしております。

矢田松夫委員 本多係長が言うところ、この154ページでいうと、もう被害者ですね、一番上の。今ここで止まっているという状態ですか。それと

もずっとその被害者に認否の報告、あなたは駄目ですよと。ここまで行っていないくて、スタートの段階で止まっているという結果ですか。

本多農林水産課耕地係長 先ほど、スタート時点でお伝えしたんですが、154ページの中であります有帆の件につきましては、2段目にある採択と不採択というところがあります。こちらまで進んで、有帆の件については不採択という形になりました。もし今後、有帆の件の宅地の近く、もしくは宅地内に明白な陥没等が起こった場合には、また土地所有者の方から申請があれば、市が確認し、採石協会と共に国と合同調査、もしくは現地確認を行い審査したいと思っております。

宮本政志委員 あまり審査の流れが変わったらいけないので。無資力鉱区については、さっき中村委員が質疑されて、資料の下に書いてありますよって、これを読めば分かりますよね。要は、この無資力鉱区の中でこういった鉱害が起きて、それが特定鉱害という形で認定されて、経済産業省が認定鉱区ですよと、そこで初めて物事が動くという解釈でいいのかな。まず1点目です。

本多農林水産課耕地係長 委員のおっしゃるとおりで、採択後に特定鉱害の復旧が動き出すという流れになります。

宮本政志委員 気をつけないと、これをぱっと市民の方が見られたら、今度から何か鉱害で被害があったら全部市が補償してくれるんだという論調に行くと困るわけ。今の有帆の質疑も、一部の事例が出て、質疑が繰り返されていたけど、別段市がどうこうとかではなくて、今まさに御説明があったとおриと思うので、この辺りというのはなかなか難しいのかな。この市内で、こういう無資力鉱区というのがどれぐらい存在、世帯数とか把握はできていないよね。難しいよね、これ、炭鉱の跡だから。

本多農林水産課耕地係長 委員がおっしゃるとおり、市内にどれぐらいの対象

があるかというところは、正直、市でも全部が把握できていない状態になっております。ただし、あくまでも浅所陥没の可能性というところで鉱区を分けたものについての簡易的な図面というのは頂いております。それを基に、市民の方から苦情があった際に、市がまず現地確認をして、特定鉱害の可能性がすごく高い場合には、担当鉱区に御連絡して、各種の手続を行っているような形になっております。

恒松恵子副分科会長 154ページの資料を見ますと、今までも市が関わっていらっしゃって、復旧工事についての部分だけ変更があると読み取れるんですけども、今後、復旧工事が、例えば入札で対応するなど、どのように変わるのかを教えてください。

本多農林水産課耕地係長 先ほど委員がおっしゃったとおり、154ページの復旧工事について、市が令和6年度からやるようになっております。入札方法については、現在協議中のところもありますが、通常どおり市に基づき入札を行う予定にしております。

恒松恵子副分科会長 では今までと同様に、そちらで対応して、復旧工事だけ変更という解釈で間違いないですか。

本多農林水産課耕地係長 おっしゃるとおりでございます。

藤岡修美分科会長 ほかに質疑ありますか。よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは予算書の審査に入ります。196、197ページ、2目農業総務費、いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）3目農業振興費、いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）4目農地総務費、200、201、202、203ページ。

中村博行委員 確認ですが、負担金、補助及び交付金の上から4番目、農地集積協力補助金というのは、先ほどの中期計画のための予算と考えていい

ですよね。

藤岡修美分科会長 3 目ですね。農地集積協力補助金について。

稲葉農林水産課農林係長 こちらの農地集積協力補助金につきましては、先ほど審査がございました地域計画の予算とは別でして、令和 5 年 3 月補正でもありました地域集積協力金という形で、来年度については、この地区で大きな集積集約があるというのが、まだ予定がございませんので、枠として 4 5 万円ほど計上させていただいております。

藤岡修美分科会長 よろしいですか。3 目いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）4 目の農地総務費。

矢田松夫委員 201 ページが一番大事なところですね。担い手を含めて、農業振興をどうしていくのかということで一番大事なところです。特に、新規農業就業者定着促進事業補助金というのがありますが、そこが一番大事なところなんですね。これ、5 年間ですから、5 年間の継続の補助金ということで捉えていいですかね。それとも新たな補助金を 280 万円でつけたということですか。

稲葉農林水産課農林係長 御質問のありました新規農業就業者定着促進事業補助金につきましては、農業法人等が社員を雇用した場合に、県と市で 2 分の 1 ずつ補助という形で補助金を出しております。令和 6 年度の当初予算につきましては、令和 2 年度から令和 4 年度までに採用された方の 5 年間交付の金額プラス、令和 6 年度に 2 人ぐらい見込みがあるだろうということで、2 人分も見込みとして合わせて計上しております。

矢田松夫委員 ここが一番大事なところだけどね。担い手の支援事業ですが、500 万円は毎年定額で出しておられますが、何か成果があるんですか。成果がなければ予算は組まないけど、毎年出している。機械購入とかい

ろいろあるんだけど、実情はどうですか。

稲葉農林水産課農林係長 こちらの担い手支援事業補助金につきましては、山陽小野田市で認定農業者に認定した方に対しての機械や施設等の購入に対する補助金としておりまして、こちらについては、毎年認定農業者の方から申請がございまして、支援させていただいております。

矢田松夫委員 いや、その次を言ってね。事業の内容は分かったから、令和6年度この500万円で、その事業がどう生かされるのか。

稲葉農林水産課農林係長 すみません。実績の数字についてはすぐ出てこないんですが、毎年500万円の予算に近い形で支援させていただいております。令和6年度についても、認定農業者の方から、計画に基づいて支援したり、年度の途中でも機械の故障だったり、こういう支援がないかというお声も頂いておりますので、そういった形での認定農業者に対して支援ができていると感じております。

矢田松夫委員 最近ドローンを購入する団体等がありますが、補助金の中で、ドローンの購入費はどれに入るんですか。

稲葉農林水産課農林係長 御質問のありましたドローンの購入費につきましては、令和5年3月補正で上げさせていただいております。こちらは単県事業になっております。令和6年度につきましては、今のところ要望がないため、令和6年度の当初予算には計上しておりません。

藤岡修美分科会長 よろしいですか。3目、ほかはいいですか。（「ありません」と呼ぶ者あり）4目の農地総務費。

恒松恵子副分科会長 18節負担金、補助及び交付金の土地改良区補助金が、古開作以外軒並み増えておりますが、電気代、人件費等を加味したもの

なのか、増額の理由について教えてください。

本多農林水産課耕地係長 委員のおっしゃるとおり、電気代の高騰分が増額になった理由になっております。

宮本政志委員 今の副会長の質疑に関連するんだけど、そもそも土地改良区って何をするところですか。

神田農林水産課耕地係主任 土地改良区とは、土地改良法に基づき設立される法人になります。一定の地域の農業者たちが集まって、土地改良事業、農業用水路とか農道施設等、維持管理を行う団体になっております。

宮本政志委員 決算でやったらいいんだけど、これ、補助金が100万円単位で出ているんだけど、そういう維持管理はきちんとできているんですか。実際、土地改良区は維持管理をきちんとしているんですか。

本多農林水産課耕地係長 適切に全て維持管理ができているかというと、なかなか難しいところもあります。やはり維持管理というのは、農業者の方の手でやっていただくようになっておりますが、しかしながら、緊急性が高いものについては改良区に相談し、市の事業であったり、単県事業もしくは国の事業を活用して整備を行っております。

宮本政志委員 今の答弁でちょっと安心できるんだけど、改良区も高齢化とか、いろいろな人数減とかでなかなか維持管理できにくい御時世と思うよね。そうすると、できる範囲でということで多分この予算が出ているんだけど、やはり実情に合った予算の組み方で、どういうふうに土地改良区のメンバーを増やしていくかというのも担当課も一緒になって力を貸してあげないとどんどん先細りしていくんだよね。その辺り、課長、どうですか。

臼井農林水産課長 土地改良区の構成員が減少しているであるとか、高齢化しているというのは農業者の高齢化と一緒にございます。とりわけこの予算の大半が排水機場の点検であるとか、維持管理に要する経費を市が補助しているということでございまして、大きな排水能力を持った排水機場が適切に管理されるという意味において、各土地改良区がしっかり機能するということが非常に大事なところでございます。ここが瓦解しますと、農地はもちろんですけど、宅地にまで大きな被害が及ぶということがございまして、いわゆる団体営で、改良区が管理を行うべきものとして位置づけられておりますし、物によっては、市ではなく改良区自体が財産を持っているといったものもございまして、改良区が瓦解しますと、財産の処分あるいは移転とかも非常に解決が難しいような問題が出てこようと思っておりますので、現状の団体の維持というのが非常に大事なものでございます。こういったものがもう既に喫緊の課題になっておろうと思っております、庁内における相談、あるいは協議といったものを始めていかなきゃいけないだろうと感じております。

藤岡修美分科会長 ほかに4目いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）5目土地改良事業費。

中村博行委員 小規模土地改良事業ですけど、申請に対して待ちといった状況があるかどうか教えてください。

本多農林水産課耕地係長 申請待ちですが、2年から3年となっております。

藤岡修美分科会長 2項林業費の1目林業総務費はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）2目林業振興費、206、207ページ。（「なし」と呼ぶ者あり）208、209ページ、有害鳥獣については、先ほどは審査事業で審査しました。いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）3項水産業費、1目水産業総務費、208、209、210、211ページ、いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）2目水産業振興費、いいですか。

恒松恵子副分科会長 水産業振興費の中で、毎年お伺いしているんですが、栽培漁業推進協議会負担金の成果は出ているんでしょうか。繁殖保護とかですね。

山口農林水産課水産係長 成果と言われるとその成果の判定等も難しいところがあるんですが、繁殖保護につきましては、厚狭川漁協と県漁協の小野田支店が稚魚の放流等を行っております。厚狭川漁協につきましては、アユ、ウナギ、モクズガニ等を放流している、県漁協の小野田支店については、キジハタを放流しております補助を行っておりますところ。効果については判定が難しいところがありますので、継続していきたいと考えております。

藤岡修美分科会長 ほかにいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）3目漁港建設費、いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）290、291ページ、先ほどやった鉾害復旧費。いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）歳入、26ページ、一番下分担金、農林水産業分担金、いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それから使用料28ページ、14款、5目農林水産業使用料。（「なし」と呼ぶ者あり）次が、手数料32ページ、農林水産業手数料。（「なし」と呼ぶ者あり）次が、国庫補助金、34ページ、いいですか。農林水産業費国庫補助金。（「なし」と呼ぶ者あり）次が、40ページ、4目農林水産業費県補助金。（「なし」と呼ぶ者あり）次が、委託金、42ページ、農林水産業費委託金。（「なし」と呼ぶ者あり）次が、財産貸付収入、44ページ、市場です。市場施設貸付料、ここいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）44、45ページ、財産貸付収入、いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）次が、46ページ、6目基金繰入金で津布田一丁目地区かんがい排水施設維持管理運営基金繰入金、9目森林環境整備基金繰入金、いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）あとは雑入。（「なし」と呼ぶ者あり）以上ですね。以上で審査を終わります。ここで職員入替えのため、暫時休憩といたします。

午前 10 時 53 分 休憩

(下水道課 入室)

(農林水産課 退室)

午前 11 時 2 分 再開

藤岡修美分科会長 それでは分科会を再開いたします。審査事業 28、浄化槽整備推進事業につきまして、執行部の説明を求めます。

泉本下水道課長 審査事業 28 番、浄化槽整備推進事業について御説明します。

資料 120 ページをお開きください。下水道課では、公共下水道の整備事業と併せて浄化槽の設置の推進のための補助金を交付して、公共水域の保全や生活環境の向上に努めているところです。公共下水道事業については、委員会で慎重審査いただいたところですが、今から後者の浄化槽整備推進事業について審査していただきますので、よろしくお願いします。それでは事業の概要について説明いたします。先ほど申し上げたとおり、この事業は、浄化槽の補助金を個人住宅に交付するもので、その交付については、公共下水道事業計画区域外及び農業集落排水整備区域外にある山陽小野田市汚水処理施設整備構想において合併処理浄化槽における処理を位置づけた範囲としております。また、令和 2、3 年度において、先ほど申し上げた整備構想を大きく見直すことで、公共下水道で整備する区域を縮小いたしました。この構想の計画数値での説明となりますが、若干具体的に申しますと、区域面積を約 2,680 ヘクタールから約 1,340 ヘクタールへ縮小して、ほぼ半分の面積としています。これにより、公共下水道の全体計画区域から除外された方が約 1 万 6,000 人いらっしゃいます。結果、合併処理浄化槽で整備する区域が拡大しており、もともと合併処理浄化槽を利用されていた人数を除いた人数、つまり、この区域で単独処理浄化槽やくみ取りを利用されている方が約 6,600 人いらっしゃいます。最終的には、これらの方に

合併処理浄化槽への転換をしていただきたいと考えております。また、この事業につきましては、国から循環型社会形成推進交付金として、3分の1の補助を受ける従来補助とあわせて、令和5年度より公共下水道事業計画区域から除外した区域については、市独自の上乘せ補助を設定して補助金の交付を行っております。来年度予算においても同様の制度設定をして、予算要求していくこととしております。では、事務事業調書の説明をいたします。事業概要については冒頭説明したとおりですので、割愛させていただきます。対象については、浄化槽設置者つまり個人となります。手段は、浄化槽設置者に対する補助金の交付、意図は、汚水処理普及人口率の向上と生活環境の向上、公共水域の保全となっております。次に、活動指標及び成果指標ですが、新規交付基数は、循環型社会形成推進地域計画に基づき進捗させており、令和6年度も100基を目標としております。汚水処理人口普及率については、その処理方法に関係なく、処理施設を利用している人口から割り出したものですが、令和6年度は85.7%を目指しております。R6年度に向けた評価については、現状維持としております。これは、予定交付基数及び予算要求額とも令和5年度の水準で満足できる成果が得られると判断しているからです。次に、妥当性・有効性・効率性については、従来から説明しているとおりであり、評価結果においても施策としてすべて評価できると考えております。121ページを御覧ください。事業期間については、先ほど申し上げた地域計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間としておりますが、以降も継続していくこととしております。予算費目については、衛生費、保健衛生費、環境衛生費、環境衛生経費、浄化槽設置推進事業費となっております。年度別事業内容については、ここに掲載してあるとおり、浄化槽設置整備補助金の交付としております。支出については7,163万3,000円としております。内訳について若干説明します。123ページを御覧ください。これには、通常分、上乘せ対象分を合わせて目標基数の100基分、単独転換とくみ取り転換については過去の状況を勘案して100基中60基、つまり60%を見込んでおります。その下段、浄化槽の更新については、旧事業域内にお

いてそれぞれ1基、合計3基を計画しておりますが、あくまで更新のため計画設置基数である100基からは外しております。歳出については、今説明したものの全ての費用として先ほど申し上げた7,163万3,000円としております。歳入については、市独自の上乗せ補助額部分を除いた、地域計画で計画している100基が対象となり、その3分の1が対象となりますので、金額は2,003万円となります。最後に122ページを御覧ください。令和4年度事務事業評価シートですが、6月の決算にて審査いただいておりますので、説明を割愛させていただきますが、1点だけ申し上げますと、下段の方にございます目標達成度はBとしております。これは計画60基に対して45基の設置にとどまったことから評価しておりますが、予算については、ほぼ全額を執行しております。このことから計画基数に達しなかったのは、予算組み立てに現実との乖離があったと評価しましたので、令和5年度以降は、修正して計画立案しております。最後に付け加えますと、浄化槽の補助については、あくまで個人の方が設置される際に利用される制度のため、設置基数については受身のところがありますが、令和6年度も令和5年度に引き続き、100基分の予算要求を行うとともに、広報やSNS等の媒体を活用してアピールを行いたいと考えております。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

藤岡修美分科会長 執行部の説明が終わりました。ここで委員の質疑を求めます。

宮本政志委員 非常に丁寧な御説明でしたけど、121ページの循環型社会形成推進地域計画の計画期間、R4からR8、この計画は、例えば、下水道整備地域を縮小していこうとかも含めた計画ですか。

泉本下水道課長 この計画につきましては、合併処理浄化槽の補助に係る計画でございまして、私たちが公共下水道をやる上での上位計画に污水处理施設整備構想がございます。まず、その上位計画の中で合併処理浄化槽

の区域を決めまして、循環型社会形成推進地域計画に基づき、その区域の中にどのように合併処理浄化槽を配置していき、どのように補助を出していこうかというのがこの地域計画になっております。

宮本政志委員　ということは、令和８年度までは、まだ下水道整備地域を縮小していくという計画は出せるということですか。

泉本下水道課長　汚水処理施設整備構想につきましても、５年に一度見直すようになっております。県も５年に一度見直しているところですが、基本的にはそれにリンクさせて、この計画を立てているところです。

宮本政志委員　下水道整備地域を縮小していくこととそれに対して漏れた方々にこういう浄化槽設置に対する補助は、非常に良い事業だと思っているんですよ。先ほど、面積は半分ぐらいに整備地域が小さくなりましたよと言われましたが、人数でおっしゃったんですか。１万６，０００人ですよ。世帯じゃなくて人数ですよ。（発言する者あり）減ってきて、今後一遍にはないでしょうけど、そういった方々も新たに加わって、浄化槽をどんどん設置していく方が増えると思うんだけど、今はその予算に対して設置の予想数に対してどうにか賄っているんだけど、仮に予算が足りなくなった場合は補正を組んで平等を図るのか、予算がいっぱいになったら出せませんという方が現れるのか、どちらですか。

原田下水道課管理係主任　申請の状況を見つつ、このままいくと予算が足りなくなることが予想されるようでしたら、早急に補正予算を取って、取りこぼしがないようには対応していきたいと思っています。

宮本政志委員　今の答弁で安心しましたよ。平等の観点から、下水道整備地域は、僕はまだまだ縮小してもいいと思うんだけど、その代わり漏れた方はしっかり補助金が回るように、足りないときにはしっかり補正を出してください。

中島好人委員 先ほど、目標達成度がBという話でしたけども、目標が100基で、ずっと目標の半分ぐらいの50基くらいです。普及を高めるための努力は何かされているんでしょうか。

原田下水道課管理係主任 ラジオに出演し、市民の方に浄化槽の補助金の制度の周知を行っております。くみ取りの業者の方にチラシの配布をお願いしまして、くみ取りに行っていたくときに、チラシを配布していただいて、こういった事業もありますということで宣伝していただいております。あと地域交流センターにチラシを拡大したものをポスターとして貼らせてもらっており、地域交流センターの方にも問合せがあったときには下水道課にお知らせくださいと言っております。

福田勝政委員 令和6年の補助金の新規交付件数ですけど、100基が目標で、達成率と実績が書いていませんよね。これが分かれば……（発言する者あり）

中村博行委員 令和8年改正があるということで、当然、公共下水を伸ばしていけるわけですけども、浄化槽については、それを達成するためにはあと何基ぐらい必要と考えておられますか。

泉本下水道課長 先ほど6,600人という人数を申し上げました。あくまで汚水処理施設整備構想の計画人口で把握している人数を申し上げたところですが、単純に、計画上は1世帯当たり2.2人という数字を使っておりますので、割れば3,000基と大まかには出てきます。ただ、実際にその数を数えたわけではありません。あくまで計画上の数値である3,000基というお答えにさせていただきたいと思います。

藤岡修美分科会長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは質疑を打ち切ります。それでは審査事業39、市営住宅改修事業に

つきまして、執行部の説明を求めます。

島津建築住宅課長 審査事業 39、市営住宅改修事業について御説明します。

予算審査資料 178 ページから 186 ページに、事務事業調書、令和 4 年度に実施しました市営住宅の屋上防水及び外壁改修工事の事務事業評価シート、市営住宅の位置図、有帆団地 A 棟改修事業の概要、令和 6 年度事業実施予定の古開作第二団地 H-2 棟と有帆団地 A 棟の位置図、令和 6 年度予算額を掲載しておりますので、御覧いただければと思います。この事業につきましては、令和 3 年度策定の山陽小野田市市営住宅等長寿命化計画に基づき、交付金を活用し、市営住宅の安全性の確保、劣化の低減、耐久性及び居住性の向上等のため改善事業を計画的に実施し、長寿命化を図ることを目的としています。長寿命化計画の中では、市営住宅の劣化状況調査も行っており、本事業の対象となります「改善」を行う市営住宅を定めております。具体的には、182 ページにあります市営住宅位置図を御覧ください。市の南から、本山団地、赤崎団地、古開作第二団地、古開作団地、南中川山手団地、有帆団地の A、B 棟、成松団地、南萩原団地、大河内団地の 1 棟、前場団地の 1 棟が対象となります。これらはいずれも鉄筋コンクリート造の 3 階建て以上の建物で、建設から 30 年以上を経過したものとなります。税法上の耐用年数を踏まえて対象となる市営住宅の活用期間を 50 年と設定しておりますが、耐久性の向上、躯体劣化の低減など、長寿命化に資する修繕を計画的に行うことで、改善事業実施後の活用期間を 70 年としています。令和 6 年度は、有帆団地 A 棟の改修及び古開作団地 H-2 棟の改修工事に係る設計委託を行います。資料の 183 ページ、184 ページを御覧ください。有帆団地 A 棟は、昭和 48 年に建設され、築 50 年が経過している 4 階建ての建物となります。具体的な工事内容については、給水管・排水管を更新し、蛇口、便器を交換します。また、有帆団地 A、B 棟は、現在、単独浄化槽となっていることから、これを解体し、合併浄化槽を新設します。そのほか、さびが散見されるベランダの手すりを安全性も考慮し、交換します。次に資料の 185 ページを御覧ください。古開作

第二団地H－2棟は、平成4年に建設され、築30年を経過している7階建ての建物になります。全体的な劣化が見られる屋上防水、外壁改修に加え、給排水管の改修工事に係る設計を委託します。資料の186ページを御覧ください。令和6年度の歳出予算のうち、設計委託料は、古開作第二団地H－2棟の設計費として1,001万8,000円、工事請負費は、有帆団地A棟の改修工事費として6,336万円の予算を計上しております。この歳出に対する特定財源については、事業費の一部を対象として、社会資本整備総合交付金を経費の2分の1で交付される見込みです。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

藤岡修美分科会長 執行部の詳しい説明がありましたので、ここで委員の質疑に移ります。

矢田松夫委員 有帆団地A棟の改修事業が183ページに地図として出ておりますが、構成は24戸になっています。実際の入居者数を明らかにしてほしいと同時に将来的にどうなるか。入り手がないのに、新たに合併槽をやったり、手すりをつくったりするよりは、最近、孤独死が随分増えていますから、A棟とB棟があれば、どちらかに寄せ集めるという対策ですね。一つは、入居者数とそれに対応することについてどうかということですね。A棟についてです。

藤岡修美分科会長 矢田委員、なるべく一問一答でお願いします。最初に人数について。

島津建築住宅課長 有帆団地A棟とB棟については、大型の改修を予定しておりますので、現在、新たな募集を停止しているところです。A棟の人数については、24戸中14世帯入られております。こういった改修を終えた後、順次、こちらのほうに入れていく予定になります。有帆団地のA棟とB棟については、改修して長寿命化することですから、今後も少なくとも20年は使っていく予定にしております。

矢田松夫委員 団地の存続判断が留保となっているんですが、留保しながら、20年先も考えるという理解でいいですか。僕も意味はよく分からないんですよね。団地の存続判断が留保になっていると調べたんですが、留保しながら20年使うという判断基準、意味合いがよく分からないんですが、その辺について何かありますか。

島津建築住宅課長 有帆団地A棟、B棟については改善し、そのまま使っていく予定にしておりますので、特に留保ということはありません。

藤岡修美分科会長 よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、質疑を終わります。引き続きまして、審査事業40、市営住宅建替整備事業につきまして、執行部の説明を求めます。

島津建築住宅課長 それでは、審査事業40、市営住宅建替整備事業について御説明いたします。予算審査資料187ページから193ページに、事務事業調書、事業概要、叶松団地図面、住戸案、事業の全体スケジュール、令和6年度予算額を掲載しておりますので、御覧いただければと思います。この事業につきましては、令和3年度策定の山陽小野田市市営住宅等長寿命化計画において、耐用年数超過により安全性や設備水準が低い市営住宅のうち、安全性、生活利便性、敷地等の条件を検討し、叶松団地、平原団地、西善寺団地を対象団地として建替事業を実施する計画としております。このうち、令和6年度につきましては、叶松団地の建替事業を進めていきます。資料の189ページから191ページを御覧ください。叶松団地は、昭和43年から45年にかけて建築された150戸の団地で、築50年以上経過しています。これを48戸に建て替える計画です。具体的には、叶松団地は、北、中央、南ブロックの3ブロックに分かれており、中央ブロック部分の18棟、78戸を解体し、新たな住棟を14棟48戸建設します。今年度は、基本計画を策定しており、住民説明会を3回行いました。その中での意見等も参考に作成し

ました住棟の配置案、住戸案については、住民説明会の中でも提示しております。また、今年度、南北ブロックにある10戸を改修し、現在、入居者の移転を進めております。資料の192ページを御覧ください。叶松団地建替事業のスケジュールとなります。令和6年度は、今年度に引き続き中央ブロックの入居者の移転を進めるとともに、基本設計、解体の実施設計を委託します。その後、実施設計、中央ブロックの解体を行い、建物の建築を行う予定です。資料の193ページを御覧ください。令和6年度の歳出予算のうち、修繕料、手数料、アスベスト調査委託料、工事請負費、市営住宅入居者移転補償金につきましては、令和5年度に引き続き、中央ブロックの現住棟に住む入居者に移転していただく必要があり、そのために必要な経費です。移転先を住める状態にするための修繕及び改修のための工事に係る費用、水道加入金、改修するためのアスベスト調査費、入居者に支払う移転補償費となっております。そのほかに設計委託料は、建て替えの基本設計及び解体実施設計の委託料となり、これらを合計して6,066万3,000円を計上しております。この歳出に対する特定財源については、設計と移転補償の一部を対象として、社会資本整備総合交付金が経費の2分の1で交付される見込みです。また、令和7年度に地質調査を予定していますが、早期に着手する必要があり、令和6年度中に入札を実施するため、歳出予算はありませんが、債務負担行為を3,686万7,000円設定しています。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

藤岡修美分科会長 執行部の説明が終わりましたので、ここで委員の質疑を求めます。

中村博行委員 叶松の中央ブロックを南北に移転されるということですが、戸数から言うと大分減ってくると思うんです。その辺りの空いたスペースはどういう形にされるんですか。

島津建築住宅課長 今、中央ブロックには78戸ありますが、実際の入居者は

1月の時点で25名ほどいらっしゃいました。その方たちを今年度と来年度にかけて、南北ブロックを改修しながら移転していただきます。中には、その他のところに移転したいという人もいらっしゃいますので、そういう方については他の市営住宅等に移転していただいております。

矢田松夫委員 189ページの計画概要を見ると、平屋に建て替えるんですが、
どういうものができるかは次のページにあるように、平原団地を想定すれば大体分かるということですか。

島津建築住宅課長 住民説明会の中でも、平屋を希望される方が多くて、平原団地が平屋の建物が多いですので、ああいったものを想像していただければと思います。

矢田松夫委員 今回の建替整備事業については、叶松団地ではありますが、この計画、192ページを見ると、その他に平原、西善寺の3団地を同時に、基本計画を発注するとなっております。これについても順次新築にしていく考えがあるということですか。

島津建築住宅課長 長寿命化計画上は、叶松、平原について同時進行で行い、終了後に西善寺を行うということもありましたが、予算や交付金等の問題もありまして、令和6年度は叶松を進めていくということです。

福田勝政委員 資料の189ページで、現在の住戸数ですけど、150戸ありますよね。それが100戸少なくなりますよね。それくらい空いているんですか。

島津建築住宅課長 叶松団地の入居者数は、1月時点で54世帯です。市としては、できましては皆さん新しいところに入っていただきたいと思っておりますが、中にはそのまま住まわれる方もいらっしゃるかもしれません。

福田勝政委員 解体するんですね。

島津建築住宅課長 取りあえず中央ブロックを解体して、そこに新しいのを建てます。入居者が皆さんいなくなったら、順次、南北ブロックを解体して、そのほかの用途にも活用できるかと思いますが、今は建築住宅課として、そこに新しく市営住宅を建てるということは考えておりませんので、財産の活用について建築住宅課で必要がないとなったときは、市有財産の活用検討委員会等にかけて、市としてどういうふうを活用していくかというような話になろうかと思います。

福田勝政委員 現在入居している方々は、工事中はどこかの市営住宅に紹介するわけですか。

島津建築住宅課長 南北ブロックに住めるように改修いたしますので、そこに引っ越していただくというのが基本です。

恒松恵子副分科会長 新築になれば、多分家賃が上がることになろうかと思います。先ほど住民説明会を実施されたということですが、住民の方の御理解は得られているのでしょうか。家賃の値上がり等についても、御説明されたのか。それについて、やむを得ない、例えば、家賃が上がるから今のまま住み続けるとか、そういう御意見があったか教えてください。

島津建築住宅課長 家賃等については、アンケート等でも聞いておりますが、住民の方とすれば、なるべくそんなに高額にならないようお願いしたいというような声はたくさん聞いております。

恒松恵子副分科会長 様式にもよるんですが、低額での要望について、市の制度として、大きく変わらない程度にかなえられるものですか。

島津建築住宅課長 現在、叶松団地はかなり低い家賃になっています。家賃の算定は、条例に従って計算せざるを得ないので、建て替え後、それがかなうかというところとちょっと難しいです。

宮本政志委員 移転補償の５８１万５，０００円について、先ほどの説明は７８戸のうちの２５名と言われたよね。１人当たりの補償ではなく世帯補償と思うんですけど、その辺りについてお聞きしていいですか。何世帯で５８１万５，０００円の移転補償がかかるんですか。

石橋建築住宅課課長補佐 この世帯数につきましては、１５世帯を予定しています。単価につきましては、中国用地対策連絡協議会の移転補償の単価を用いて計算しております。１世帯当たり約３８万８，０００円で計算しているところです。

宮本政志委員 先ほど福田委員の質疑で、解体するものだから、本来、退去後の原状回復義務はあるけど、解体するんだから、退去時に入居者に原状回復義務を負わすことはないよね。当然、解体する前提だから。

石橋建築住宅課課長補佐 できる範囲で入居者の方には片づけていただいて、その他について市と相談していただきながら進めたいと考えております。

山本建築住宅課主査兼建築係長 市営住宅を退去された後は、解体するだけです。中の個人の持ち物を出していただければ、あとはこちらのほうで解体することを御説明しております。

宮本政志委員 ちゃんと契約は結ばれているんでしょうか。というのが、退去してもらうのになかなか出ませんよという人がたった１人でも現れると、物すごい工期に影響しますが、その辺りの手続は大丈夫ですよね。

島津建築住宅課長 中央ブロックの皆さんとお話しさせていただいております

けども、特にそういった方はおりません。

藤岡修美分科会長　ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑を終わります。それでは、予算書の審査に入ります。２４２ページ、８款６項１目住宅管理費についてありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）２４５ページまで。住宅リフォーム助成金が１，０００万円ですけど、産業建設常任委員会で要望を受けました。この辺り増額のかかなり強い要望があったんですけど、いかがでしょうか。

島津建築住宅課長　要望については、市でも受け取っておりまして、あれから建築住宅課でもいろいろ検討したところですよ。具体的には、住宅リフォーム助成事業の財源が全額、単独市費となっております。それが一番大きなネックとなっているところですよ。一番いいのは補助金等が使えれば、額等も増やすことができるかなと思って他市の状況等も研究したところですよ。市の補助金も１３０、１４０近くありますけども、全て皆さんの要望に応えることは難しいので、何とか財源を確保して増やせないかと思ったところですよ。国もカーボンニュートラルに向けて、省エネとか断熱に対して、新たな補助制度を創設しております。そういったものを使ったり、他市でも断熱とかについてリフォームの補助をしたりするところもありましたので、参考にできないかと思ったところですよ。１２月に産業建設常任委員会で、要望者の方から話を聞いたときに、山陽小野田市の利点として、とにかく使いやすいと、自分たちはこの制度自体がすごくいいものだと思っていると褒めていただいたのは原課としてもうれしかったところですよ。かえって断熱のみとか、制度を使いにくくしてしまっはいけないのかなというところもありまして、結局のところ、国の新たな補助金等があれば導入して、額も増やせないかなというところを、今後も国の動向を注視しながら検討していきたいと思っております。

藤岡修美分科会長　毎年要望を上げてこられますので、検討をよろしく願ひ

します。

中村博行委員 245 ページの上段のほう、上から四つ目、能登地震もあったということで、耐震診断員派遣業務委託はどのぐらいの件数を見込んでおられますか。

島津建築住宅課長 件数としては20件を見込んでおります。補正のときにも申しましたが、今年度が8件ですから、できれば、うちとしてもぜひ使っていただきたいと思っておりますので、件数も倍増すればいいと思っていますところでは。

矢田松夫委員 その下の空き家家具撤去について、空き家家具に等が要るんじゃないですか。例えば、放置自転車とか車とかが散見されるということで、この178万円の計算方法、継続してそういうのがあるから、その委託料で撤去をするのか。あるいは、新たにこのようなものが予想されるから178万円を予算化したのか。前年度と比べると金額が2分の1になっている状況ですが、いかがでしょうか。

島津建築住宅課長 空き家家具撤去等業務委託料については、ハウスクリーニング等も含まれております。それから、昨年度は市営住宅の解体事業を9棟やっておりまして、それに対する空き家家具撤去委託料等がありましたので、金額が増えていたということがあります。令和6年度は、市営住宅の解体は1棟のみですので、それらを合わせて178万2,000円という予算を計上しております。

恒松恵子副分科会長 空き家家具のお話がありましたけど、これは空き家に家具を置いていった人に請求はされていらっしゃるんですか。それとも諦めていらっしゃるとか、内容を教えてください。

縄田建築住宅課主査兼住宅管理係長 基本的には、かなり前に退去された方が

多く、今の段階では請求しないと考えております。

恒松恵子副分科課長 それは時効との判断ですか。

縄田建築住宅課主査兼住宅管理係長 時効というよりは、退去された方の追跡に時間がかかってしまうのが現状かと思います。先ほど言葉不足でしたが、通常は家具の撤去についてはお願いしております。

藤岡修美分科会長 ほかにはよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）歳入、30、31ページ、14款1項7目使用料、6節住宅使用料1億5,977万1,000円についてはよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）32、33ページ、6目土木手数料、3節住宅手数料9万5,000円についてはよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）34、35ページ、5目土木費国庫補助金、2節住宅費国庫補助金3,535万2,000円についてはいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）40、41ページ、2項県補助金、6目土木費県補助金、1節住宅費県補助金62万円についてはよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）10ページ、債務負担行為で先ほど説明がありましたけども、叶松団地建替整備事業3,686万7,000円についてはよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）11ページ、公営住宅整備事業債、公営住宅除却事業債についてはよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）57ページ、6目土木債、6節住宅債6,150万円についてはよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で質疑を打ち切ります。一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会を散会いたします。

午前11時56分 散会

令和6年（2024年）3月15日

一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会長 藤岡修美